

**(仮称)名張市学校給食センター  
整備運営事業**

**特定事業の選定**

令和8年10月2日  
名張市

三重県名張市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、（仮称）名張市学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果をここに公表する。

令和 8 年 10 月 2 日

名張市長 北川 裕之

## 第1章 事業概要

### 1. 事業名

(仮称) 名張市学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

### 2. 事業に供される公共施設

学校給食センター (以下「本件施設」という。)

### 3. 施設概要

事業用地 名張市青蓮寺 2723 番地

敷地面積 約 6,000 m<sup>2</sup>

提供食数 1 日当たり最大 3,000 食

対象学校 19 校 (中学校 5 校、小学校 14 校<sup>(※)</sup>)

(※) 初年度以降に小学校 14 校を順次配送校に加えていくものとする。

### 4. 施設の管理者

名張市長 北川 裕之

### 5. 事業の目的

市は、「名張市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」とした平成 29 年 2 月の「名張市学校施設整備の方向性」の検討結果を踏まえ、令和 4 年度に基本構想を作成した。また、令和 6 年 2 月には、施設の整備に必要な基本的な事項を取りまとめた「名張市中学校給食実施に係る基本計画」を策定し、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、(仮称)名張市中学校給食センターの新設を行うこととした。

その後、市の財政的な課題及び各小学校における給食施設の老朽化を鑑み、中学校のみならず、小学校の給食についても継続して現在の栄養バランスの優れた魅力的な給食をしっかりと守っていくための方策についても併せて検討を行った。

検討の結果、令和 8 年 5 月、中学校のみでなく、維持管理・運営初年度から一部の小学校給食を含めた運営を行うこととし、以降の維持管理・運営期間の中で児童生徒数の変動に伴い給食室の老朽化した小学校から順次集約する給食センターを整備する方針とした。

本事業は、前述の小学校給食の段階的な集約という条件のもと、市の目指す栄養バランスの優れた魅力的な給食の実現を目的とし、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる P F I 手法を導入し、実施するものである。

## 6. 事業の概要

事業者が主に行う業務は次のとおりである。具体的な事項については、募集要項等において提示する。

### ア 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 配送校整備支援業務
- ・ 調理設備調達業務
- ・ 調理備品調達業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事務備品調達業務
- ・ 配送車調達業務
- ・ 近隣対応・周辺対策業務
- ・ 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- ・ 中間検査・竣工検査及び引渡し業務
- ・ その他施設整備業務を実施する上で必要な関連業務

### イ 開業準備業務

- ・ 各種設備、備品等の試運転
- ・ 什器備品台帳、調理設備台帳の作成
- ・ 開業準備業務期間中の施設の維持管理
- ・ 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- ・ 従業員等の研修
- ・ 調理、配送、回収のリハーサル
- ・ 給食提供訓練業務
- ・ 試食会の開催支援
- ・ パンフレットの作成
- ・ 映像紹介資料の作成
- ・ その他開業準備業務を実施する上で必要な業務

### ウ 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- ・ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- ・ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）

- ・ 各種備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充業務を含む。）
- ・ 清掃業務
- ・ 警備保安業務
- ・ 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）
- ・ 長期修繕計画作成業務
- ・ その他維持管理業務を実施する上で必要な関連業務

#### エ 運営業務

- ・ 食材検収補助・保管業務
- ・ 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- ・ 配送・回収業務
- ・ 配膳業務
- ・ 洗浄消毒等・廃棄物処理業務
- ・ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充業務を含む。）
- ・ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- ・ 食育支援業務
- ・ 広報支援業務（見学者対応支援含む。）
- ・ その他運営業務を実施する上で必要な関連業務

## 7. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。
- イ 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、アの施設整備一時支払金を控除した額を割賦料として維持管理・運営期間に渡り割賦方式（元利均等方式）により、事業者に支払う。
- ウ 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。なお、対価の金額は、物価変動に基づき、見直しを行う。
- エ 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用を含み、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用を含むことを想定しているが、詳細については事業契約書（案）で提示する。

## 8. 事業の手法

本事業はP F I 法に基づき市が所有する土地に事業者が施設の整備等を行い、施工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行うB T O (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

## 9. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| ア 優先交渉権者の決定  | 令和9年2月末              |
| イ 事業契約の締結    | 5月                   |
| ウ 本件施設の設計・建設 | 事業契約締結日～令和11年6月末     |
| エ 本件施設の引渡し   | 令和11年7月              |
| オ 開業準備期間     | 7月初め～8月末             |
| カ 維持管理・運営期間  | 9月1日～令和27年7月末（約16年間） |

## 第2章 市が自ら本事業を実施する場合とPFI（BTO）方式により実施する場合の評価

### 1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

### 2. 評価の方法

#### (1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

#### (2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における定性的な評価を行った。

### 3. 定量的評価（市財政負担額の縮減）

#### (1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表：市の財政負担算定の前提条件①

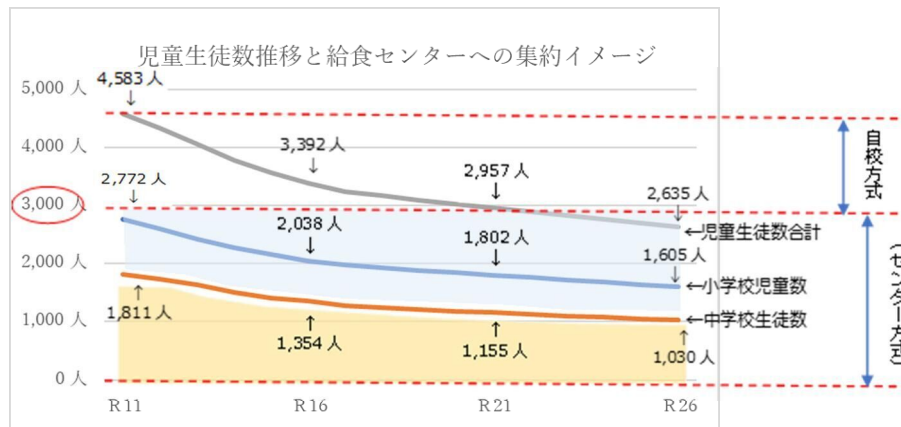
| 項目         | 市が直接実施する場合                                                  | PFI事業として実施する場合                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財政負担額の主な内訳 | ①施設整備費<br>②開業準備費<br>③維持管理費<br>④運営費<br>⑤その他（起債元金・起債支払金利、消費税） | ①施設整備費<br>②開業準備費<br>③維持管理費<br>④運営費<br>⑤SPC経費等<br>⑥アドバイザー費<br>⑦モニタリング費<br>⑧その他（起債元金・起債支払金利、割賦金利、消費税） |

表：市の財政負担算定の前提条件②

| 項目         | 市が直接実施する場合                                                                                                                                                    | P F I 事業として実施する場合                                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通の条件      | ①事業期間 18 年 2 か月<br>(施設整備・開業準備期間 2 年 3 か月、維持管理・運営期間 15 年 11 か月)<br>②敷地面積 約 6,000 m <sup>2</sup><br>③供給能力 1 日当たり最大 3,000 食<br>④割引率 0.423%                       |                                                                                                                                                                                                       |
| 資金調達に関する事項 | ①学校施設環境改善交付金<br>②起債<br>・学校教育施設等整備事業債(補助裏分)<br>起債充当率 90%<br>償還年数 25 年<br>(うち据え置き 3 年)<br>・学校教育施設等整備事業債(つぎたし単独分)<br>償還年数 25 年<br>(うち据え置き 3 年)<br>③一般財源<br>④基金繰入 | ①学校施設環境改善交付金<br>②起債<br>・学校教育施設等整備事業債(補助裏分)<br>起債充当率 90%<br>償還年数 25 年<br>(うち据え置き 3 年)<br>・学校教育施設等整備事業債(つぎたし単独分)<br>償還年数 25 年<br>(うち据え置き 3 年)<br>③市中銀行借入<br>償還年数 16 年<br>固定金利<br>④資本金<br>⑤一般財源<br>⑥基金繰入 |
| 積算方法       | 概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定                                                                                                                         | 市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定                                                                                                                                                                     |

市は令和 5 年度に「名張市中学校給食実施に係る民間活力等導入可能性調査」を行っており、その際の維持管理・運営期間を約 15 年間としていたが、以下の理由により、維持管理・運営期間を約 16 年間とした。

本事業においてはセンター方式（P F I 手法（B T O 方式））で 3,000 食規模の給食センターを整備し、全員喫食制の中学校給食の実施を始めるとともに、中学校のみでなく、運営当初から一部の小学校も対象に含めるにあたって、3,000 食の範囲の中で児童生徒数の推移を鑑みて 16 年間で全小学校 14 校を給食室の老朽化した（施設の健全度の低い順）小学校から順次給食センターに集約することとした。



## **(2) 算定結果**

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合を比較した結果、約 5.4%の削減効果が認められた。

## **4. 定性的評価**

本事業は P F I 事業により設計・施工・維持管理・運營業務等を一括発注することで、各業種のノウハウを活かした効率的・効果的な整備運営を行うことができ、『安全安心』で『おいしい給食』を異業種間の連携によって『持続的』に提供できると評価した。

また、P F I 事業は P F I 法に基づいた市の支出の平準化が可能であるとともに、市と事業者との適切なリスク分担の下、異業種間の効率的な連携が提案書作成段階から図られ、本事業のように異なる多数の業種を必要とする事業に適した事業方式であると考えられる。

## **5. 総合評価**

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業を P F I 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 5.4%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、市は、本事業を P F I 事業として実施することが適当と評価し、P F I 法第 7 条に基づき特定事業に選定する。